新年度（2027年度）から保険料納付方法を変更したい方へ

新年度から保険料納付方法を変更したい方、新年度送付される納付方法が不明な方は、最下部の「変更申出書」に記入の上、期日までに健保へ郵送してください。

提出期限（郵送のみ受付） **※期限後は納付方法の変更受付はできません**

●(振込)通年前納 / 半期前納 / 毎月払い へ変更…提出書類「保険料納付方法変更申出書」
2027年1月28日（木）必着

●口座引き落とし(毎月払い)へ変更
…提出書類「保険料納付方法変更申出書」「預金口座振替依頼書」「金融機関変更届」
2027年1月28日（木）必着

送付先・お問い合わせ先
〒250-0001　神奈川県小田原市扇町2-12-1 富士フイルムグループ健康保険組合　任継担当 宛 TEL：0465-32-2164（平日9：00～12：00　12：45～16：45）

【納付方法の種類と納付期限】

納付方法		納付期限（法定）	ご確認ください
納付書による振込	①通年前納（4～3月）	2027年3月31日まで	◆年4分の複利現価法により割引されます。「前納」の納付期限を過ぎた場合は前納扱いとならず割引されません。
	②半期前納（前期：4～9月）	2027年3月31日まで	
	半期前納（後期：10～3月）	2027年9月30日まで	
	③毎月払い	毎月10日 （10日が休日の場合は翌営業日）	◆4月分の保険料は、2027年4月1日～4月12日に振込んでください。
④毎月払いの口座自動引き落とし		口座からの自動引き落としは毎月6日となります。 （10日が休日の場合は翌営業日）	◆手数料100円/月が保険料に加算されて引き落としされます。 ◆6日が休日の場合は翌営業日に当月分保険料が口座引き落としされます。

切り取り線

任意継続　保険料納付方法変更申出書

申出日　（西暦）　　年　　月　　日

健康保険の記号　9990　　番号　＿＿＿＿　　氏名　＿＿＿＿＿＿

（申出日、健康保険の記号・番号、氏名をご記入ください）

任意継続 2027年度（2027年4月～2028年3月分）保険料の納付方法を次のように変更します。（希望する番号に〇印を付けてください）

1 通年前納へ変更	2 半期前納へ変更	3 毎月払いへ変更	4 口座引き落とし(毎月払い)に変更

④の方のみ･･･「預金口座振替依頼書」を併せてご提出ください。